

令和2年度分市民税・県民税の申告について

平素は市税につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。さて、令和2年度分の市民税・県民税の申告書について、この説明書及び「記載例」をご参照のうえ記入し、必ず提出して下さるようお願いいたします。

税務署に所得税の確定申告書を提出する人は、この申告書を提出する必要はありません。

申告書を提出していただく人

- 令和2年1月1日現在、尼崎市内に住所を有する人
- 尼崎市内に住所を有しないが、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人
- 給与所得者は、通常申告する必要はありませんが、次のような人は、申告しなければなりません。
 - 日給、家事手伝い、勤務先の倒産、その他の理由で勤務先などから給与支払報告書（源泉徴収票）が本市に提出されていない人……平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に中途退職し、令和2年1月1日現在就職していない人も含みます。
 - 主たる給与のほかに地代・家賃・配当・他の給与などの所得があった人
（注意）所得税では、通常主たる給与以外の給与収入と、給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円以下のときは、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税については申告しなければなりません。
 - 雑損控除、医療費控除などを受けようとする人
 - 給与所得者で、特定支出控除を受けようとする人

申告書を提出される人で平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に収入のなかった人は、申告書の3.平成31年1月から令和元年12月までに収入がなかった場合の記載欄に必要事項を記入して提出してください。

申告のときに持参していただくもの

- 印鑑
- 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間の収支を明らかにできるもの
例：源泉徴収票（お持ちでなければ、給与支払明細書）、その他収支を確認できるもの
- 社会保険、生命保険又は地震保険の控除証明書等、医療費控除の明細書（領収書も可）等

市民税・県民税申告書にマイナンバーの記載が必要となります。

平成29年度分以降の市民税・県民税の申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。また、市役所にマイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認及び番号確認書類の提示又はその写しを申告書等に添付する必要があります。
（注）控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

本人確認及び番号確認書類の例

- 例1 マイナンバーカード
- 例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

- ※ 申告書の提出のない場合は、所得調査を行うことがあります。
- ※ 申告についての詳しいことは、お問い合わせください。

尼崎市役所 市民税課 電話 (06) 6489 - 6246 ~ 6248
FAX (06) 6489 - 6875

所得の種類(平成31年1月1日~令和元年12月31日の収入が対象となります。)

それぞれの所得を明らかにできる源泉徴収票（お持ちでなければ、給与支払明細書）、その他収支を確認できる各種必要書類を添付又は提示してください。

所得の種類	所得の内容
事業	営業等 卸売業・小売業・製造業・修理業・飲食業・建設業・金融業・サービス業などの営業から生ずる所得のほか、医師・弁護士・税理士・作家・著述家・俳優・各種外交員・大工などの自由職業から生ずる所得
	農業 農産物の生産などによる所得
不動産	貸家・貸店舗・貸地・ガレージ貸付などによる所得
配当	株式・出資などの配当による所得 平成16年1月1日から上場株式等(大口保有を除く。)に係る配当所得の税額(配当割額)は、特別徴収されているため申告の必要はありません。 もし、総所得金額に配当所得の金額を含めて申告し、算定された税額から配当割額の控除を受けようとする場合は、申告書の「配当割額控除額」欄に記載してください。その場合は、配当所得の金額が国民健康保険料その他諸制度の算定基礎に含まれますので、ご注意ください。 なお、上場株式等に係る配当所得の申告について、所得税と異なる課税方法(申告不要制度、総合課税、申告分離課税)を選択する場合は、申告書の「備考欄」に希望する課税方法を記載してください。ただし、納税通知書が送達されるまでに申告していただく必要があります。
給与	サラリーマンの給与・賃金・賞与などによる所得
雑	公金的等 公的年金等による所得 (厚生年金・共済年金・国民年金・年金基金・恩給等)
	その他 著述家以外の方の原稿料や印税、講演料、公的年金等以外の年金(郵便年金・生命保険年金等)など他のいずれの所得にも該当しない所得
一時	賞金や懸賞当せん金、生命保険金等の満期戻戻金などによる所得

上記以外の所得がある場合は、お問い合わせください。

事業税に関する事項

- 事業税の非課税所得……事業所得のうち事業税が課税されない所得(社会保険診療報酬から生ずる所得)がある場合、その所得金額(事業専従者控除額・給与額を差し引く前の金額)を記載してください。
- 事業用資産の譲渡損失など……事業税で控除できる機械装置、車両運搬具などの事業用資産(土地、建物などを除く)の譲渡損失や事業所得が赤字で、そのうち、棚卸資産や店舗、機械装置などの災害による損失額が含まれているときは、これらの損失額を記載してください。
- 損益通算の特例適用前の不動産所得……不動産所得の損益通算の特例措置の適用がある人は、適用前の不動産所得を記載してください。
- 前年中の閑(廃)業……開始、廃止いずれかに○をし、月日を記載してください。

事業税の詳しいことは、兵庫県阪神南県民センター西宮県税事務所 電話(0798)39-1512までお問い合わせください。

1・2いずれも記載がないと控除は受けられませんので注意してください。
この申告書を提出された人は、事業税の申告をする必要はありません。(年の中途の廃業分は除きます。)

税務署からのお知らせ

平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、記帳と帳簿等の保存が必要になりました。

詳しくは、尼崎税務署 電話(06)6416-1381 内線315までお問い合わせください。

所得控除

所得控除は、納税義務者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などで出費があるかどうかなどの個人の事情を税負担のうえで考慮するため所得金額から差し引かれるものです。

1 人的控除

令和元年12月31日（平成31年1月1日から令和元年12月31日までにおいて死亡した場合は、その死亡の時）の現況で該当するかどうかの判定をします。

種類	要件	確認書類
配偶者控除	所得の金額が38万円以下の生計を一にする配偶者を有する場合（本人の所得の金額が1,000万円以下）	
配偶者特別控除	所得の金額が38万円超、123万円以下の生計を一にする配偶者を有する場合（本人の所得の金額が1,000万円以下）	国外居住の場合 ・親族関係書類 ・送金関係書類
扶養控除	所得の金額が38万円以下の生計を一にする年齢16歳以上の扶養親族（配偶者を除く。）を有する場合	
障害者控除	本人又は配偶者、扶養親族が障害者である場合	
寡婦控除	本人が次の1、2のいずれかに該当する場合 1 夫と死別又は離婚した後再婚していない方で、扶養親族等のある人 2 夫と死別後再婚していない方で、所得の金額が500万円以下の人	
寡夫控除	本人が妻と死別又は離婚した後再婚していない方で、次の1、2のいずれにも該当する場合 1 生計を一にする子を扶養している人 2 所得の金額が500万円以下の人	
勤労学生控除	本人の所得の金額が65万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得の金額が10万円以下の勤労学生である場合	学生であることを証するもの
基礎控除	すべての納税義務者	

2 その他の控除

この控除は、領収書等の添付又は提示がないと控除は受けられませんので注意してください。

（平成31年1月1日～令和元年12月31日の支払が対象となります。）

種類	要件	必要書類
雑損控除	資産が災害や盗難により損失を受けた場合	官公庁が発行する証明書等
医療費控除	医療費（介護保険サービス料を含む。）を支払った場合	医療費控除の明細書（領収書も可）等
セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）	スイッチOTC医薬品（医療用から薬用などで購入できるように転用された医薬品）を購入した場合 納税者本人が次のいずれかの取組を行っている必要があります。（特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診） なお、健診等にかかった費用については、控除の対象になりません。本特例の適用を受ける場合は、上記の医療費控除の適用を受けることができません。 具体的な対象品目については、厚生労働省のホームページでご確認ください。	セルフメディケーション税制の明細書（領収書も可）及び適用を受ける年分において左記の取組を行ったことを明らかにする書類
社会保険料控除	社会保険料（健康保険料・年金保険料・雇用保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料など）を支払った場合 あなたと生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。 なお、国民健康保険料については、申告書の備考欄に尼崎市への支払金額を表示しています。（詳しくは下記欄外をご覧ください。）	領収書等
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金及び国民年金基金連合会の個人型年金掛金を支払った場合	領収書等
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合	証明書等
地震保険料控除	居住用家屋、生活用動産を保険又は共済の目的とする地震保険契約に係る保険料を支払った場合 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合	証明書等
寄附金税額控除	都道府県・市町村等の自治体、兵庫県の共同募金会・日本赤十字社及び兵庫県内の認定特定非営利活動法人等に対して2千円を超える寄附をされた場合	領収書等

社会保険料控除について

国民健康保険料は、申告書の「備考欄」に支払金額を表示しています。

国民健康保険料の支払金額は、あなたが「国民健康保険の世帯主」の場合は表示されますが、世帯主以外の場合は表示されません。

他に、社会保険料（介護保険料等）の支払金額がありましたら、その分の領収書等をご持参ください。

この支払金額を表示するにあたっては、「尼崎市個人情報保護条例」第8条第2項第6号の規定により、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会の承認をいただいております。

国民年金保険料の控除を受ける際は、必ず社会保険料（国民年金保険料）控除証明書等をご持参ください。

その他、控除額等については、「記載例」の裏面をご参照ください。